

4月の各種相談 **無料**

相談内容	相談日時	会場	相談・予約・問
法律（弁護士） 要予約 （※年度内1人1回）	第1～4金曜日 午後1時30分～4時	※当面の間、電話相談のみ実施。	市民相談室 ☎535-2121 予約受け付け／毎週月～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分
市政・一般（生活課相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～4時45分	市民相談室 （市役所1階生活課隣）	市民相談室 （市役所1階生活課隣）
登記（司法書士）	第1水曜日 午前10時～正午、午後1～3時		県司法書士会福島支部 ☎529-7331 福島公共託登記土地家屋調査士協会東北支所 ☎531-0986
土地家屋調査（土地家屋調査士）	※当面の間中止とさせていただきます。		
行政（行政相談委員）	第1・3木曜日（祝日を除く） 午前10時～正午	市民相談室（市役所1階生活課隣）	福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
行政（行政相談委員、来所・電話・ファクスで）	第2・4木曜日 午前10時～正午	男女共同参画センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	相談 ☎・ ☎521-8331 問／福島行政監視行政相談センター ☎534-1101
年金・労働（社会保険労務士） 要予約 ※Zoomでも対応可	水曜日 午後1～5時	県社会保険労務士会	☎526-2270 ☎534-5432
法的トラブルに関する法制度・相談窓口の情報提供（電話・メールで）	月～金曜日：午前9時～午後9時、土曜日：午前9時～午後5時（祝日を除く）		法テラスサポートダイヤル ☎0570-078374
法的トラブルの相談（借金・離婚・相続など） 要予約 ※収入・資産が一定基準以下の方のみ無料	火・木曜日 午前10時～正午、午後1～3時	イズム37ビル4階 （北五老内町7-5）	法テラス福島 ☎0570-078370
交通事故	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1～4時	県政相談コーナー	☎521-4281
消費生活（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時		☎522-5999
多重債務110番（生活課消費生活相談員）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時	市消費生活センター （本町2-6 ウイズもとまち内）	☎522-7867
多重債務・消費生活法律相談（司法書士） 要予約	4月10日（日） 午後1～4時		
社会福祉士による成年後見制度や権利擁護全般に関する相談（来所・電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	市社会福祉協議会 保健福祉センター2階（森合町10-1）	権利擁護センター ☎533-3341 ☎533-8879 Mail kenriyougou@f-shishakyo.or.jp
配偶者などからの暴力・夫婦間の問題など（女性相談員） 育児不安・児童虐待・家庭内での悩みなど	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	こども家庭課	☎525-3780
労働困りごと相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～正午、午後1～5時	県労働委員会事務局 （中町8-2 自治会館4階）	☎521-7594 ☎521-7596
労働局総合労働相談コーナー（解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・マタハラなど労働問題に関する相談）	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分	福島合同庁舎5階（霞町1-46）	総合労働相談コーナー ☎536-4600 ☎0800-8004611（労働者フリーダイヤル）
職場のマタハラ、セクハラ、性差別、育児・介護休業など	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島労働局雇用環境・均等室内 （霞町1-46 5階）	☎536-4609
障がい者差別相談窓口 （電話・ファクス・メールで）	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時		市社会福祉協議会 ☎533-8890 ☎533-2827 Mail soudan-shien@f-shishakyo.or.jp
人権なんでも相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	福島地方務局人権擁護課 （本内字南長割1-3）	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
外国人の生活相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時 日本語、英語、フランス語 ※対話型翻訳機で100言語以上に対応可能	外国人生活相談窓口 Support Desk for Foreign Residents（市役所1階）	定住交流課（市国際交流協会事務局） ☎525-3739 ☎533-5263 Mail teijyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
外国人住民のための相談窓口 （来所・電話・ファクス・メールで）	火～土曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分 日本語・英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・スペイン語・ネパール語・インドネシア語	県国際交流協会 （舟場町2-1 2階）	☎524-1316 ☎521-8308 Mail ask@worldvillage.org
外国人住民のための弁護士・行政書士電話相談 要予約	原則 火～土曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語		県国際交流協会 ☎524-1316

震災関連相談については市ホームページをご覧ください。



市政テレビ・ラジオ番組 ※各放送局の事情により、時間は変更になる場合があります。

市政テレビ番組 「ふくしま花回廊」			市政ラジオ番組		
TUF	4月2日（土）	午前9時25分～	ラジオ福島 (145.8MHz)	土曜日 第1日曜日	午前8時55分～9時 午前10時40～45分
KFB	4月2日（土）	午前11時40分～	ふくしまFM (81.8MHz)	金曜日	午前8時35～55分の間に1分間
FCT	4月2日（土）	午前11時55分～	FMポコ (76.2MHz)	月～金曜日	午前7時7～14分 午後5時30～35分（再）
FTV	4月3日（日）	午後1時55分～	NHK第一 (132.3KHz)		随時放送

※テレビ番組は翌月から6カ月間、市ホームページでもご覧いただけます。 [福島市 市政テレビ](#) [検索](#)

市政だよりは市のホームページでもご覧になれます。【ホームページアドレス】<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>
 ②1 目の不自由な方のために、点字市政だよりと音声市政だよりを発行している他、市のホームページで声の市政だよりを聞くことができます。

時とき 会場 内容 講師 対象 定員 料金 持参物 申し込み方法 問い合わせ ☎電話 ☒ファクス

市内の町内会の区域確認はふくしまeマップで

町内会の範囲や町内会名をホームページ上のeマップで確認できるようにしました。町内会の確認や問い合わせ部署の確認にご利用ください。



問 地域共創課 ☎525-3731

税

固定資産税の縦覧・閲覧を行います

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
 時 4月1日～5月2日（閉庁日を除く）
 場 資産税課 対1 納税者（相続人・同一世帯の親族を含む）
 対2 納税管理人 対3 ①の委任状を持参した方
 持申請人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など、相続人の場合は戸籍謄本）

●固定資産台帳の閲覧
 時 4月1日～5月2日
 場 4月1日～5月2日
 産 産税課、5月3日～令和5年3月31日
 日 市民税課（閉庁日を除く）
 対1 納税義務者（相続人・同一世帯の親族を含む）
 対2 納税管理人 対3 ①の委任状を持参した方
 持申請人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など、相続人の場合は戸籍謄本）

持申請人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など、相続人の場合は戸籍謄本）

法人・法務局に登録の代表者印、借地人・借家人・賃貸借契約書、処分権利者はそのことを証する書類 料1件300円（縦覧期間中に納税義務者・納税管理人が閲覧する場合は無料）

※令和4年度の固定資産税・都市計画税納税通知書は4月11日（月）に発送予定。
 問 資産税課 ☎525-3715、☎525-3716

令和4年度固定資産関係証明書の発行開始

4月1日（金）から発行（予定）
 資産証明書、所有証明書、評価証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、名寄帳写し（市長印なし）

4月11日（月）から発行（予定）
 名寄帳（市長印あり）、公課証明書
 問 市民税課 ☎525-3713

固定資産税・都市計画税第1期納期限は5月2日（月）

内 市税等の納付には口座振替がお勧めです。スマートフォン決済アプリもご利用できます。
 ※詳しくはお問い合わせください。
 問 納税課 ☎525-3717

福祉

福祉タクシー券を交付

時 3月31日（木）から令和4年度分を交付
 内 タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー券を交付しています。

対 次のいずれかに該当する方
 ① 身体障害者手帳の障がい名に下肢・体幹・移動機能障がいのある方
 ② 身体障害者手帳の障がい名に視覚・心臓・呼吸器機能障がいのある方
 ③ 療育手帳Aの方
 持 身体障害者手帳、療育手帳
 申 障がい福祉課、各支所・出張所窓口で
 問 障がい福祉課 ☎525-3796

治療材料・衛生器材給付券を交付

時 3月31日（木）から令和4年度分を交付
 内 購入費の一部を助成する給付券を交付しています。
 対 在宅で次のいずれかに該当する方
 ① 治療材料給付券（紙おむつなど）
 ② 重度の認知症の方
 ③ 寝たきり状態で運動機能障がいなどにより、排泄障がいがある方
 ④ 身体障害者手帳の障がい名が下肢・体幹機能障がいのある方
 ⑤ 1級または2級で運動機能障がいなどにより、排泄障がいがある方

① 重度の認知症の方
 ② 寝たきり状態で運動機能障がいなどにより、排泄障がいがある方
 ③ 身体障害者手帳の障がい名が下肢・体幹機能障がいのある方
 ④ 1級または2級で運動機能障がいなどにより、排泄障がいがある方

② 衛生器材給付券（ストマ用装具など）
 対 在宅の一時的にストマ（人工ぼうこう・人工肛門）を造設した方で、身体障害者手帳を取得することができない方
 ※グループホームや有料老人ホームなど在宅とみなす施設があります。

① ② 共通
 持 更新申請（4月28日（木）まで受け付け）
 新 新規申請（随時受け付け）
 指 指定の医師の証明書※申請した翌月の給付券から交付。
 申 障がい福祉課、各支所・出張所窓口で
 問 障がい福祉課 ☎525-3796

障がい者手帳の居住地変更などについて

時 随時受け付け
 内 引っ越しや婚姻などにより、住所や氏名に変更が生じた場合は「居住地等変更届」の提出が必要です。
 手帳情報の正確な登録にご協力ください。
 対 障がい者手帳（身体・精神）・療育手帳所持者
 持 障がい者手帳（身体・精神）、療育手帳
 申 障がい福祉課、各支所・出張所窓口で
 問 障がい福祉課 ☎525-3796

健やか体操クラブ参加者募集中

時 毎週土曜日（年末年始、祝日を除く）午前9時～正午
 無料

内 簡単な動きや道具を取り入れた集団での運動を行うとともに、作業療法士が日常生活で困っていることなどの相談に応じます。
 講 すこやか福祉会 対 市内在住で在宅の上下肢または体幹に障がいのある65歳未満の身体障害者手帳所持者で介護保険非該当の方 定 20人（先着順）
 申 利用申請書と身体障害者手帳の写しを腰の浜会館窓口へ提出
 場 問 腰の浜会館 ☎533-5261